

[トピックス](#) [分野別情報](#) [新着情報](#) [委員会からのお知らせ](#) [リスク評価](#) [意見募集等](#) [意見交換等](#) [用語集](#) [法令等](#) [リンク集](#)

[トップページ](#) > [委員会からのお知らせ](#) > [開催実績](#) > 第231回食品安全委員会議事概要

委員会からのお知らせ

第231回食品安全委員会議事概要

日時:平成20年3月27日(木) 14:00~15:15

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:22名

議事概要:

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(照会)

1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1 食品の部 D各条の「寒天」のホウ酸の試験法を削除すること

・厚生労働省から説明。

・食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると確認された。

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬 17品目

1)クロラントラニリプロール 2)TCMTB 3)イプロバリカルブ 4)エタルフルラリン

5)塩酸ホルメタネート 6)クロランスラムメチル 7)シフルフェナミド 8)スルホスルフロン

9)ノルフルラゾン 10)ピメロジン 11)ピリデート 12)ブタミホス

13)フッ化スルフルル 14)ペンスルフロンメチル 15)ベンフルラリン 16)ミクロブタニル 17)メプロニル

○食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質 1品目

18)アスコルビン酸

○飼料添加物 2品目

19)L-アスコルビン酸ナトリウム 20)タウリン

・1)~18)について厚生労働省から、19)~20)について農林水産省から説明。

・1)~17)は農薬専門調査会において審議することとなった。

・18)「アスコルビン酸」については、飼料添加物だけでなく動物用医薬品としての用途もあることから、まず、主たる用途に係る肥料・飼料等専門調査会で審議した後に動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。

・19)~20)は肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

<参考>

1)殺虫剤で、水稻、りんご等への新規農薬登録申請がされています。

2)殺菌剤です。日本国内での農薬登録はありません。2-(チアシアノメチルチオ)ベンゾチアゾールの略です。

3)殺菌剤です。日本国内での農薬登録はありません。

4)除草剤です。日本国内での農薬登録はありません。

5)殺虫剤・ダニ駆除剤です。日本国内での農薬登録はありません。

6)除草剤です。日本国内での農薬登録はありません。

7)殺菌剤・抗菌剤で、ピーマン、りんご等に使用します。

8)除草剤です。日本国内での農薬登録はありません。

9)除草剤です。日本国内での農薬登録はありません。

10)殺虫剤で、稲、なす等に使用します。

11)除草剤です。日本国内での農薬登録はありません。

12)除草剤で、たまねぎ、きゅうり等に使用します。

13)殺虫剤です。

14)除草剤で、水稻に使用します。

15)除草剤です。日本国内での農薬登録はありません。

16)殺菌剤で、いちじく、ねぎ等に使用します。

17)殺菌剤で、稲、こんにゃく等に使用します。

2)~17)は、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

18)ビタミンCで、アスコルビン酸及びその塩類は、飼料添加物としては飼料の栄養成分の補給、動物用医薬品としてはビタミンC欠乏症の予防を目的に使用されています。ポジティブリスト制度導入に伴う人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(対象外物質:65物質)に定められています。

19)ビタミンCで、飼料の栄養成分の補給を目的として使用されます。

20)魚類等において必須の栄養成分で、飼料の栄養成分の補給を目的として使用されます。

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

1)「塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤(ピルスー)」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1)牛(泌乳期)の乳房炎の治療を目的として用いられます。

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1) 添加物「パレルアルデヒド」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

2) 添加物「イソパレルアルデヒド」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

3) 農薬「オリサストロビン」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「オリサストロビンの一日摂取許容量(ADI)を0.052mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

4) 動物用医薬品「鶏サルモネラ症(サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィリウム)(アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”ポールセーバーSE/ST)」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「適切に使用される限りにおいては食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

5) 動物用医薬品「ピルリマイシン」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「ピルリマイシンの一日摂取許容量(ADI)を0.008mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

<参考>

1) 果物、穀類、豆類等に天然に含まれているほか、酒類、茶葉、乳製品等の加工食品にも一般に含まれています。また、欧米諸国等で広く使用が認められており、清涼飲料等の様々な加工食品において風味を向上させるために添加されています。

2) 果物、野菜等に天然に含まれているほか、酒類、茶葉、乳製品等の加工食品にも一般に含まれています。また、欧米諸国等で広く使用が認められており、焼き菓子等の様々な加工食品において風味を向上させるために添加されています。

3) 殺菌剤で、水稻に使用し、魚介類への残留基準値設定が要請されています。

4) サルモネラ・エンテリティディス及びサルモネラ・ティフィリウムを不活化としたものを主剤とする鶏用の不活化ワクチンです。

5) 牛(泌乳期)の乳房炎の治療を目的として用いられます。

(5) BSE対策に関する調査結果等について(厚生労働省からの報告)

・厚生労働省が、「BSE対策に関する調査」及び「ピッシング中止指導の徹底」について報告を行った。

(6) 平成20年度食品安全委員会運営計画について

・事務局から、国民からの意見及びそれに対する考え方について、説明後、運営計画を決定した。

(7) 平成20年度食品安全モニターの依頼について

・事務局から、新規及び継続モニターの選考結果等について報告。

(8) その他

・事務局から、食品による薬物中毒事案の追加情報について報告。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 プライバシーポリシー